



平成 29 年 3 月 27 日

各 位

会社名 株式会社東京ドーム
代表者名 代表取締役社長 長岡 勤
コード番号 9681
問合せ先 責任者役職名 広報 IR 室長
氏名 庄司 正信
TEL 03-3811-2111 (代)

定款の一部変更及び補欠監査役の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」及び「補欠監査役 1 名選任の件」を平成 29 年 4 月 27 日開催予定の第 107 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、選任する補欠監査役に付き、その選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

また、実情に即して、欠員が生じた場合における補欠の取締役又は監査役の選任手続きに関する規定を削除するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 29 年 4 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 29 年 4 月 27 日

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものです。

なお、高橋 功氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものとします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
たかはし いさお 高橋 功 (昭和21年7月27日生)	昭和40年4月 東京都庁入都 平成15年6月 東京都住宅局長 平成16年4月 東京都総務局理事 平成16年7月 東京都水道局長 平成17年7月 東京都総務局長 平成18年7月 公益財団法人東京都中小企業振興 公社理事長 平成19年3月 東京都競馬株式会社代表取締役 社長	—

(注) 1. 高橋 功氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高橋 功氏は補欠の社外監査役候補者であり、社外監査役堤 淳一氏及び児玉幸治氏の補欠として選任するものです。

3. 高橋 功氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、東京都職員として要職を歴任され、また、当社と同業企業の経営者としての、豊富な知識・経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。

4. 高橋 功氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度とします。また、東京証券取引所に対し、独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。

以 上

(別紙)

(下線__は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 第24条</p> <p><u>(1) 取締役に欠員を生じたときは、臨時株主総会を開き補欠の選任を行う。但し法定の員数を欠かず、且つ業務に差しつかえないときは、取締役会の決議をもって補欠の選任を延期し又はこれを行わないものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第24条</p> <p>(削 除)</p> <p>補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 第36条</p> <p><u>(1) 監査役に欠員を生じたときは、臨時株主総会を開き補欠の選任を行う。但し法定の員数を欠かないときは、補欠の選任を延期し又はこれを行わないものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(2) <u>前項の補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 第36条</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(1) 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。但し前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>